



# 串本町結婚祝い金のご案内

町民及び婚姻後串本町に住民登録をし、居住するご夫婦に10万円を支給いたします。

下記の全ての項目に該当するご夫婦が対象となります。

- ♡ 婚姻日から90日以内であること
- ♡ 串本町の住民基本台帳に記載され、引き続き町内に在住する意思を有すること
- ♡ 串本町の条例、規則に定める税及び料金等を滞納していないこと
- ♡ 過去において、ご夫婦のいずれかがこのお祝い金の支給を受けていないこと(どちらかが過去に支給を受けた場合は対象外となります)
- ♡ 串本町結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと

\*串本町結婚祝い金支給要綱第2条

支給申請等、詳しい内容については 串本町役場 企画課までお問い合わせください。

串本町役場 企画課

☎ 0735-62-0556 (直通)

